

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20240422製局第4号
令和6年5月21日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する各種法
令の遵守について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和6年4月22日付け警察庁丙組組一発第62号、警察庁丙備企発第57号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和6年4月22日付け国家公安委員会告示第21号により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく各種義務の履行が徹底され、また、大量破壊兵器関連計画等関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組一発第 62 号
警察庁丙備企発第 57 号
令和 6 年 4 月 22 日

金融庁総合政策局長
金融庁企画市場局長
金融庁監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長
厚生労働省雇用環境・均等局長 殿
農林水産省大臣官房総括審議官
（新事業・食品産業）
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
資源エネルギー庁次長
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する各種法令の遵守について（要請その 188）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告大量破壊兵器関連計画等関係者を公告する件」（令和 6 年 4 月 22 日付け国家公安委員会告示第 21 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

大量破壊兵器関連計画等関係者との一定の取引は、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「財産凍結法」という。）により規制されている。

この度の改正内容を、所管の特定事業者に対し周知していただくとともに、大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪によ

る収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に基づく各種義務の履行が徹底され、また、大量破壊兵器関連計画等関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

○国家公安委員会告示第二十一号

次の公告大量破壊兵器関連計画等関係者について、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第二条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年四月二十二日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

1 名簿記載者公告番号DE-29（ナショナル・エアロスペース・デベロップメント・アドミニストレーション（NATIONAL AEROSPACE DEVELOPMENT ADMINISTRATION））

(1) 変更前

名称 ナショナル・エアロスペース・デベロップメント・アドミニストレーション（NATIONAL AEROSPACE DEVELOPMENT ADMINISTRATION）

別名 国家宇宙開発局；エヌ・エー・ディー・エー（NADA）

旧名称 不明

名簿に記載された年月日 2016年3月2日

(2) 変更後

名称 ナショナル・エアロスペース・テクノロジー・アドミニストレーション（NATIONAL AER

OSPACE TECHNOLOGY ADMINISTRATION)

別名 国家航空宇宙技術総局；エヌ・エー・ディー・エー（NATA）

旧名称 ナショナル・エアロスペース・デベロップメント・アドミニストレーション（NATIONAL AEROSPACE DEVELOPMENT ADMINISTRATION）；国家宇宙開発局；エヌ・エー・ディー・エー（NADA）

名簿に記載された年月日 2016年3月2日（2024年4月15日に改訂）